

指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ハートピアが開設するハートピアの森介護支援センター（以下「事業所」という）が行なう指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある方に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 (1) 事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。
(2) 事業所は要介護者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行い、常に介護サービス計画の実施状況を把握し、利用者が自立した日常生活を営むための支援を行なうものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ハートピアの森介護支援センター
- (2) 所在地 静岡市駿河区手越 420-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員
管理者はセンターの業務の管理を一元的に行なうとともに、自ら居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
但し、12 月 30 日～1 月 3 日を除く
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
但し、営業時間外であっても利用者が連絡をとれる体制をとることとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) I. 利用者の相談を受ける場所
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
II. 使用する課題分析票の種類
利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
III. サービス担当者会議の開催場所
利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。
IV. 介護支援専門員の居宅訪問頻度
月 1 回以上必要に応じて訪問するものとする。
- (2) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。
- (3) 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- I. 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道 10 ㎞未満・・・ 500 円
 - II. 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道 10 ㎞以上・・・ 1,000 円
- (4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、静岡市とする。

第8条

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 事業所は介護支援専門員の向上を図るため常に勉学に努める。

第11条 事業所職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

第12条 この規程に定める事項のほかに、運営に関する重要事項は株式会社ハートピアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。